

福岡国際医療福祉大学 学則

第1章 総 則

第1節 目的

(目的)

第1条 福岡国際医療福祉大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、保健医療福祉に関する理論と応用の教授研究を行い、幅広く深い教養及び総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、保健医療福祉に関する指導者とその専門従事者を養成するとともに、学術文化の向上と国際社会の保健医療福祉に貢献する有能な人材を養成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項については、別に定める。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

(情報の公開)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公開するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第4条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行う。

(社会的・職業的自立に関する指導等)

第5条 本学は、学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

(研修の機会等)

第6条 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に

必要な知識及び技能を習得・向上させるための研修の機会を設けることとその他の必要な取組を行う。

第2節 組織

(学部)

第7条 本学に、次の学部を置き、学部ごとに次のとおり教育研究上の目的を定める。

一 医療学部

理学療法学、作業療法学、視能訓練学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた理学療法士、作業療法士、視能訓練士等の人材を養成する。

二 看護学部

看護学の分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師等の人材を育成する。

2 各学部学科の学生定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
医療学部	理学療法学科	40名	160名
	作業療法学科	40名	160名
	視能訓練学科	40名	160名
看護学部	看護学科	100名	400名

(専攻科)

第8条 本学に、言語聴覚専攻科を置く。

2 言語聴覚専攻科に関し必要な事項は、別に定める。

(図書館)

第9条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(推進室等)

第9条の2 本学に、推進室等を置くことができる。

2 推進室等に関し必要な事項は、別に定める。

(寄附講座及び寄附研究部門)

第9条の3 本学に、寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）を置くことができる。

2 寄附講座等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第10条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員)

第11条 本学に、学長を置く。学長は、校務をつかさどり所属職員を統督する。

2 本学に、学長を補佐するため、副学長を置くことができる。

3 本学に、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

4 本学に、客員教授、非常勤講師及びその他必要な職員を置くことができる。

5 本学に、名誉教授を置くことができる。

(職員組織)

第12条 学部に、学部長を置く。学部長は、学長の指示を受けて、学部に関する校務を掌理する。

2 学部の学科に、学科長を置く。学科長は、学部長を補佐し、学科の校務を掌理する。

3 学部に、副学部長、学科に副学科長を置くことができる。

4 図書館に、図書館長を置く。

5 事務局に、事務局長を置く。

第4節 管理運営委員会、学部長・学科長会議、教授会及び学科会

(管理運営委員会)

第13条 本学の管理運営に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図るため、本学に管理運営委員会を置く。

2 管理運営委員会は、学長、副学長、学部長、事務局長、学長が指名した副学部長、学科長、理事長が指名した常任理事及び理事をもって構成する。ただし、学長が必要と認めた場合は、専任の職員を加えることができる。

3 管理運営委員会は、学長が招集し、その議長となる。学長が議長をつとめるこ

とができない場合は、学長が指名した者がこれに代わるものとする。

- 4 管理運営委員会は、次の事項を審議する。
 - 一 学則その他の重要な規則の制定、改廃に関する事項
 - 二 学部・学科の重要な組織の設置及び廃止に関する事項
 - 三 本学の重要な施設の設置及び廃止に関する事項
 - 四 学生の身分及びその厚生補導に関する重要事項
 - 五 その他、本学の運営に関する重要事項
- 5 管理運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(学部長・学科長会議)

- 第14条 学部、学科の教学に関する事項について、連絡調整及び協議するため、学部長・学科長会議を置く。
- 2 学部長・学科長会議は、学長、副学長、学部長、副学部長、学科長、副学科長をもって構成する。
 - 3 学部長・学科長会議は、学長が招集し、その議長となる。
 - 4 学長が議長をつとめることができない場合は、学長が指名した者がこれに代わるものとする。
 - 5 学部長・学科長会議に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

- 第15条 本学に、教授会を置く。
- 2 教授会は、学長、副学長、学部長、副学部長、学科長及び学部の専任教授をもって構成する。ただし、学長が必要と認めた場合は、専任の教員を加えることができる。
 - 3 教授会は、学長が招集し、その議長となる。学長が議長をつとめることができない場合は、学長が指名した者がこれに代わるものとする。
 - 4 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - 二 学位の授与
 - 三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの
 - 5 教授会は、前項に規定するものの他、学長、副学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
 - 6 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(学科会)

第16条 学科内の教学に関する事項について、連絡調整及び協議するため、学科に学科会を置く。

2 学科会は、学科の専任教員をもって構成する。

(委員会)

第17条 本学に、学長の諮問機関として委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第18条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第19条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

2 学長は、学部の教育上の必要に応じ、前項に定める学期の開始日及び終了日を変更することができる。

(休業日)

第20条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に定める休日

三 春期休業日（3月1日から3月31日まで）

四 夏期休業日（8月1日から9月20日まで）

五 冬期休業日（12月25日から1月6日まで）

2 学長は、学部の教育上の必要に応じ、前項各号の休業日を変更し、又は休業日に授業を行い、若しくは臨時に休業日を定めることができる。

第 2 章 学部通則

第 1 節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第 2 1 条 医療学部及び看護学部の修業年限は、4 年とする。ただし、第 2 8 条に規定する場合を除く。

(在学年限)

第 2 2 条 学生は、医療学部及び看護学部においては 8 年を超えて在学することができない。ただし、第 2 8 条第 1 項の規定により入学した学生は、同条第 2 項により定められた在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第 2 節 入学

(入学の時期)

第 2 3 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別な場合は、学期の始めに入学を許可することがある。

(入学の資格)

第 2 4 条 各学科第 1 学年に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による 1 2 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育における 1 2 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）

八 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入學させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

九 本学において、個別の入學資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入學の出願)

第25条 入學を志願する者は、入學願書に所定の入學検定料及び別に定める書類を添えて、指定期日までに本学に願出しなければならない。

(入學者の選考)

第26条 入學者の選考は、学力試験、その他の方法による。

2 選考の方法は、別に定める。

(入學手続及び入學許可)

第27条 前条の選考に合格した者は、指定された期日までに、入學金、授業料、その他の学費に保証人連署の誓約書など所定の書類を添えて、入學手続を完了しなければならない。

2 学長は、前項の入學手続を完了した者について、入學を許可する。

(編入學、転入學、再入學)

第28条 次の各号の一に該当する者で、本学への入學を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入學を許可することができる。

一 大学を卒業した者又は退學した者

二 短期大学、高等専門学校を卒業した者

三 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であり、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者

四 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）の専攻科（修業年限が2年以上であり、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者

2 前項の規定により入學を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在學すべき年数については、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

第3節 教育課程、単位及び履修方法等

(教育課程)

第29条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目、自由科目に分け、これを、各学年次に配当して編成するものとする。

(授業科目の区分)

第30条 授業科目を分けて、総合教育科目、専門教育科目とする。

(授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数)

第31条 授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数は、別表1のとおりとする。

(授業の方法)

第32条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技等により行うものとする。

(単位計算方法)

第33条 授業科目の単位計算方法は、次の基準によるものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間又は30時間をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技等については、30時間又は45時間をもって1単位とする。
- 三 臨床実習及び臨地実習については、45時間をもって1単位とする。
- 四 卒業研究の授業科目については、単位を授与する。単位数は、学科ごとに別に定める。

(単位の認定、科目の修得及び評価)

第34条 授業科目を履修し、その試験、又は論文等の審査に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 前項の規定にかかわらず、平常点をもって試験に代えることを認められた科目については、この限りでない。
- 3 試験に関し必要な事項は、別に定める。

(成績の評価)

第35条 成績の評価は、秀、優、良、可、不可の5種とし、秀、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

(授業日数)

第36条 毎学年の授業日数は、定期試験の日数を含め、35週以上とする。

(履修方法)

第37条 学生は、医療学部及び看護学部においては本学に4年以上在学し、各学科所定の授業科目を履修しなければならない。

2 前項の履修方法については、別に定める履修規程の定めるところによる。

(メディアを利用して行う授業)

第38条 メディアを利用して行う授業を、あらかじめ指定した日に情報機器その他の通信手段によって行うことができる。

2 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第39条 学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学した場合に準用する。

(大学以外の教育施設における学修)

第40条 学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第41条 学生が本学に入学する前に大学、短期大学、高等専門学校又は大学設置基準第29条第1項の規定による専修学校において履修した授業科目について修得した単位(第58条の規定により修得した単位を含む)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第39条第1項及び第2項並びに前条第1項により、本学で修得したもの

とみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第4節 休学、転学、留学、除籍及び退学

(休学)

第42条 病気その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上修学できない見込みの者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第43条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、許可を得て更に1年以内に限り、期間を延長することができる。

2 休学の期間は、通算して、4年を超えることはできない。

3 休学の期間は、第22条の在学年限に算入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、所定の手続により、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第44条 本学から他の大学へ転学しようとする者は、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学部、転学科)

第45条 本学内において、他の学部、学科への転学部、転学科を志願する者があるときは、教授会において選考の上、学長が転学部、転学科を許可することができる。

2 転学部、転学科の許可を受けた者の修業年限及び既に取得した単位の取扱いは、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

(留学)

第46条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第49条に定める在学期間を含めることができる。

3 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第47条 退学しようとする者は、その事由を付して、保証人連署の上、所定の様式により学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(除籍)

第48条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

- 一 学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 第22条に定める在学年限を超えた者
- 三 長期間にわたり行方不明の者
- 四 第43条第2項に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者
- 五 死亡した者

第5節 卒業及び学士の学位

(卒業)

第49条 医療学部及び看護学部においては、本学に4年以上在学し、別に定める卒業に必要な単位を修得した者について、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

(学士の学位)

第50条 学士の学位については、以下のとおりとする。

学部	学科	学位（専攻分野）
医療学部	理学療法学科	学士（理学療法学）
	作業療法学科	学士（作業療法学）
	視能訓練学科	学士（視能訓練学）
看護学部	看護学科	学士（看護学）

第6節 賞罰

(表彰)

第51条 学生として表彰に値する行為があった者には、学長は、教授会の意見を聴いて、表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第52条 本学の諸規程に違背し、若しくは秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、情状により譴責、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者

三 正当の理由なくして出席常でない者

四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学期間は在学年限に算入し、修業年限には算入しないものとする。ただし、停学期間が3か月未満の場合は、修業年限に算入することができる。

5 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第7節 厚生補導

(学生指導)

第53条 本学は、学生の福利厚生並びに学生生活全般の指導の適切かつ円滑な実施を図るものとする。

2 前項に関し必要な事項は別に定める。

(保健管理)

第54条 本学に保健室を置き、学生の保健管理を行う。

第8節 施設利用

(施設利用)

第55条 本学の施設は、本学の学生及び職員が使用できる。ただし、本学の運営に支障のない限りにおいて、一般市民の利用に供することができる。

第9節 研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第56条 本学において、特定の課題について研究することを志願する者がいるときは、学部の教育研究に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者、又はこれと同等以

上の学力があると認められた者とする。

- 3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。
- 4 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第57条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生は学期ごとに許可する。
- 3 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第57条の2 他の大学、大学院又は短期大学(外国の大学、大学院及び短期大学を含む。)の学生で、本学において、特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学、大学院又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 特別聴講学生は学期ごとに許可する。
- 3 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第58条 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育・研究に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として、入学を許可することができる。

- 2 前項の科目等履修生に対し単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に対する単位の授与については、第34条の規定を準用する。
- 4 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第59条 外国人で、大学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 1 0 節 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料及び学生納付金)

第 6 0 条 入学検定料及び学生納付金については、別表 2 及び別表 3 のとおりとする。

(免除等)

第 6 1 条 学業優秀である者若しくは経済的理由によって納付が困難な者に対しては、学生納付金の一部又は全部を免除し、徴収を猶予することがある。

2 休学期間中及び留学期間中は、授業料の 3 分の 2 を免除する。

(退学等の場合の学生納付金)

第 6 2 条 学年の中途において退学し、転学し、又は停学若しくは退学を命ぜられた者もその学年の学生納付金を納めなければならない。

(研究生、聴講生及び科目等履修生の入学検定料及び学生納付金)

第 6 3 条 研究生、聴講生及び科目等履修生の入学検定料及び学生納付金については、別に定める。

(返還)

第 6 4 条 納付した入学検定料及び学生納付金は、返還しない。

第 1 1 節 奨学金

(奨学金)

第 6 5 条 本学に奨学金の制度を設けることができる。

2 奨学金の支給は、品行方正で学業優秀な学生に対して行う。

3 奨学金に関し必要な事項は、別に定める。

第 1 2 節 公開講座及び各種講習会等

(公開講座、各種講習会等)

第 6 6 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座、各種講習会を開設することができる。

2 社会人の再教育及び教育研究活動に資するため、特別講座等を開設することができる。

3 公開講座等に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 補則

(補則)

第67条 この学則の実施に関し必要な細目は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、文部科学大臣の認可の日（平成30年8月31日）から施行する。
- 2 第7条に規定する収容定員は、同条にかかわらず、平成31年度から平成34年度までは、それぞれ次のとおりとする。

	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
医療学部				
理学療法学科	40名	80名	120名	160名
作業療法学科	40名	80名	120名	160名
視能訓練学科	40名	80名	120名	160名
医療学部合計	120名	240名	360名	480名

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

教育課程等の概要				
科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
専門教育科目 (つづき)	専門科目	理学療法概論	1	
		運動解剖学	1	
		病態運動学	1	
		物理療法 I	1	
		物理療法 II	1	
		PTスキル I 演習(キャリアデザイン)	1	
		PTスキル II 演習(検査・測定)	1	
		PTスキル III 演習(障害理解)	1	
		PTスキル IV 演習(専門知識の確認)	1	
		理学療法評価学	1	
		理学療法診断学 I (基礎)	2	
		理学療法診断学 II (神経診断学)	1	
		理学療法診断学 III (疾患別評価)	1	
		理学療法診断学 IV (電気診断学)		1
		バイオメカニクス	1	
		動作分析学		1
		運動療法学総論	2	
		理学療法治療学総論	1	
		運動系理学療法学 I	2	
		運動系理学療法学 II	2	
		神経系理学療法学 I	2	
		神経系理学療法学 II	2	
		高次脳機能障害学		1
		代謝系理学療法学	1	
		循環理学療法学	1	
		呼吸理学療法学	2	
		癌のリハビリテーション		1
		装具学	1	
		義肢学	1	
		生活環境学	1	
		生活技術学	2	
		地域理学療法学	1	
		福祉住環境論		1
		小児理学療法学	2	
		理学療法技術学		1
		先端リハビリテーション科学		1
		クリニカルリーズニング		1
		産科理学療法学		1
		障害者スポーツ概論		1
		理学療法特論 I (基礎)	1	
		理学療法特論 II (応用)	1	
		リハビリテーション管理論	1	
		基礎実習 I	1	
		基礎実習 II	1	
		検査測定実習	2	
		評価実習	3	
		臨床実習 I	7	
		臨床実習 II	7	
		地域理学療法学実習	1	
		卒業研究 I (研究計画の立案)	2	
		卒業研究 II (研究の実践)	2	
	小計 (51科目)	67	10	
合計 (120科目)		118	51	
合計 (124科目) (留学生)		122	51	
卒業要件及び履修方法				
<p>卒業要件124単位 総合教育科目：必修16単位（人間系：2単位、社会系：5単位、自然・情報系：6単位、総合系：1単位、外国語系：2単位）。これ以外に総合教育科目から5単位以上選択（「韓国語」「中国語」より2単位以上選択必修含む。）。留学生は、必修20単位（人間系：2単位、社会系：5単位、自然・情報系：6単位、総合系：1単位、外国語系：2単位、日本語科目：4単位）。これ以外に総合教育科目から1単位以上選択。 専門教育科目：必修102単位（専門基礎科目：35単位、専門科目：67単位）。これ以外に専門教育科目全体から1単位以上選択。（履修課目の登録の上限 49単位(年間)）</p>				

(1-2) 医療学部 作業療法学科

教育課程等の概要					
科目区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
総合教育科目	人間系	心理学	2		
		哲学		1	
		倫理学		1	
		文学		1	
		教育評価学		2	
		教育学		2	
		コミュニケーション概論		2	
	社会系	海外保健福祉事情Ⅰ(講義)	1		
		海外保健福祉事情Ⅱ(実習)	2		
		アジア比較文化論		1	
		法学		1	
		経済学		1	
		社会学		1	
国際医療福祉論			2		
自然・情報系	生物学		2		
	物理学		2		
	統計学	2			
	医療とICT	2			
保健体育系	生命倫理	2			
	人間工学		2		
総合系	健康科学理論		1		
	健康スポーツ実践		1		
外国語系	大学入門講座	1			
	医学英語Ⅰ	1			
	医学英語Ⅱ	1			
	英語(基礎)		1		
	英語(応用)		1		
	英会話		1		
	韓国語*		2		
中国語*		2			
	小計(32科目)	16	31		
日本語(留学生)科目	日本語Ⅰ	1			
	日本語Ⅱ	1			
	日本語Ⅲ	1			
	日本語Ⅳ	1			
	小計(4科目)(留学生)	4	-		
専門教育科目	専門基礎科目	解剖学Ⅰ	1		
		解剖学Ⅱ	1		
		解剖学実習	1		
		生理学Ⅰ	1		
		生理学Ⅱ	1		
		生理学実習	1		
		病理学	1		
		臨床医学概論	2		
		公衆衛生学		2	
		リハビリテーション医学	1		
		内科学Ⅰ	1		
		内科学Ⅱ	1		
		神経学Ⅰ	1		
		神経学Ⅱ	1		
		整形外科Ⅰ	1		
		整形外科Ⅱ	1		
		精神医学Ⅰ	1		
		精神医学Ⅱ	1		
		小児科学	1		
		老年学	1		
		人間発達学	2		
		臨床心理学概論	2		
		救急医学	1		
		基礎薬理学	1		
		栄養学		1	
		カウンセリング論		1	
		リスクマネジメント論		2	
		ケアマネジメント論		1	
		医用画像診断学	1		
		運動学Ⅰ	1		
		運動学Ⅱ	1		
		運動生理学	1		
		運動学実習	1		
		リハビリテーション概論	2		
		保健医療福祉制度論		2	
		関連職種連携論	2		
		関連職種連携ワーク	1		
小計(37科目)	36	9			

教育課程等の概要				
科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
専門教育科目 (つづき)	作業療法概論	1		
	作業学概論	1		
	作業応用論		1	
	卒業研究Ⅰ	2		
	卒業研究Ⅱ	2		
	リハビリテーション管理論	1		
	作業療法総括論	1		
	作業工程技術学・基礎論	1		
	作業工程技術学・応用論	1		
	作業分析学Ⅰ(基礎)	1		
	作業分析学Ⅱ(応用)	1		
	生活機能論	1		
	作業療法評価学概論	1		
	作業療法評価学各論	1		
	基礎運動機能評価法	1		
	高次脳機能評価法	1		
	作業療法評価学演習	1		
	作業療法諸理論		1	
	中枢神経疾患作業療法Ⅰ(総論)	1		
	中枢神経疾患作業療法Ⅱ(各論)	1		
	中枢神経疾患作業療法Ⅲ(特論)		1	
	高次脳機能障害作業療法学	1		
	老年期作業療法学	1		
	運動器疾患作業療法学	1		
	内科系疾患作業療法学	1		
	精神疾患作業療法Ⅰ(総論)	1		
	精神疾患作業療法Ⅱ(各論)	1		
	精神疾患作業療法Ⅲ(特論)		1	
	小児作業療法Ⅰ(総論)	1		
	小児作業療法Ⅱ(各論)	1		
	小児作業療法Ⅲ(特論)		1	
	作業療法適応学概論	1		
	コミュニケーション技術論	1		
	生活技術Ⅰ(総論)	1		
	生活技術Ⅱ(各論)	1		
	障害代償学概論	1		
	自助具・福祉機器適用論	1		
	装具・副子適用論	1		
	義肢適用論	1		
	バリアフリー論	1		
	住環境整備論	1		
	地域生活作業療法論	1		
	地域生活支援論	1		
	職業関連技術学	1		
	作業療法応用学概論	1		
	基礎実習Ⅰ	1		
	基礎実習Ⅱ	1		
	地域作業療法実習	1		
	検査・測定実習	1		
	評価実習	3		
	総合実習Ⅰ	8		
	総合実習Ⅱ	8		
小計(52科目)	65	5		
合計(121科目)		117	45	
合計(125科目)(留学生)		121	45	
卒業要件及び履修方法				
<p>卒業要件124単位以上 総合教育科目：必修16単位(人間系：2単位、社会系：5単位、自然・情報系：6単位、総合系：1単位、外国語系：2単位)。これ以外に総合教育科目から5単位以上選択(「韓国語」「中国語」より2単位以上選択必修含む)。留学生は、必修20単位(人間系：2単位、社会系：5単位、自然・情報系：6単位、総合系：1単位、外国語系：2単位、日本語科目：4単位)。これ以外に総合教育科目から1単位以上選択。 専門教育科目：必修101単位(専門基礎科目：36単位、専門科目：65単位)。これ以外に専門教育科目全体から2単位以上選択。(履修課目の登録の上限 49単位(年間))</p>				

(1-3) 医療学部 視能訓練学科

教育課程等の概要					
科目区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
総合教育科目	人間系	心理学	2		
		哲学		1	
		倫理学		1	
		文学		1	
		教育学		2	
		教育評価学		2	
	コミュニケーション概論		2		
	社会系	海外保健福祉事情Ⅰ(講義)	1		
		海外保健福祉事情Ⅱ(実習)	2		
		アジア比較文化論		1	
		法学		1	
		経済学		1	
		社会学		1	
		国際医療福祉論		2	
社会保障制度論		2			
ボランティア論		1			
自然・情報系	生物学		2		
	物理学		2		
	統計学	2			
	医療とICT	2			
	生命倫理	2			
人間工学		2			
保健体育系	健康科学理論		1		
	健康スポーツ実践		1		
総合系	大学入門講座	1			
外国語系	医学英語Ⅰ	1			
	医学英語Ⅱ	1			
	英語(基礎)		1		
	英語(応用)		1		
	英会話		1		
	韓国語*		2		
中国語*		2			
	小計(32科目)	16	31		
日本語科(留学生)	日本語Ⅰ	1			
	日本語Ⅱ	1			
	日本語Ⅲ	1			
	日本語Ⅳ	1			
	小計(4科目)(留学生)	4	-		
専門教育科目	専門基礎科目	解剖学	1		
		生理学Ⅰ	1		
		生理学Ⅱ	1		
		生理学実習	1		
		病理学	1		
		臨床医学概論	2		
		公衆衛生学		2	
		リハビリテーション医学		1	
		内科学Ⅰ	1		
		内科学Ⅱ	1		
		神経学Ⅰ	1		
		神経学Ⅱ	1		
		精神医学Ⅰ	1		
		精神医学Ⅱ		1	
		小児科学	1		
		老年学	1		
		視機能概論	1		
		視器解剖病態学Ⅰ	1		
		視器解剖病態学Ⅱ	1		
		生理光学Ⅰ	1		
		生理光学Ⅱ	1		
		生理光学Ⅲ	1		
		視覚生理学Ⅰ	1		
		視覚生理学Ⅱ	1		
		人間発達学	2		
		臨床心理学概論	2		
		救急医学		1	
		基礎薬理学		1	
		栄養学		1	
		カウンセリング論		1	
		リスクマネジメント論		2	
		ケアマネジメント論		1	
		リハビリテーション概論	2		
		保健医療福祉制度論		2	
		関連職種連携論	2		
		関連職種連携ワーク	1		
		保育	2		
		コミュニケーション技術Ⅰ(手話)	1		
		コミュニケーション技術Ⅱ(点字)	1		
小計(39科目)	35	13			

教育課程等の概要				
科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
専門教育科目 (22科目)	専門科目	視能矯正学Ⅰ	2	
		視能矯正学Ⅱ	2	
		視能矯正学総括論Ⅰ	1	
		視能矯正学総括論Ⅱ	1	
		視覚情報処理論Ⅰ	1	
		視覚情報処理論Ⅱ	1	
		視覚情報処理論Ⅲ		1
		視覚と注意		1
		眼科診療学	1	
		卒業研究Ⅰ	2	
		卒業研究Ⅱ	2	
		視能矯正学特論		1
		視能検査学入門		1
		視能検査学基礎	1	
		視能検査学Ⅰ	2	
		視能検査学Ⅱ	2	
		視能検査学Ⅲ	2	
		視能検査学Ⅳ	2	
		屈折矯正の実際	1	
		視覚と画像解析	1	
		視能検査学総合演習Ⅰ	1	
		視能検査学総合演習Ⅱ	1	
		視能検査学特論		1
		視能障害学Ⅰ	1	
		視能障害学Ⅱ	1	
		視能障害学Ⅲ	1	
		視能障害学Ⅳ	1	
		視能障害学評価学	1	
		研究と文献Ⅰ	1	
		研究と文献Ⅱ		1
		視覚と高次脳	1	
		視能障害学実践演習	1	
		視能障害学特論		1
		弱視斜視論基礎	1	
		弱視斜視論Ⅰ	1	
		弱視斜視論Ⅱ	1	
		弱視斜視論Ⅲ	1	
		弱視斜視論Ⅳ	1	
		視能訓練学Ⅰ	1	
		視能訓練学Ⅱ	1	
		視能訓練学Ⅲ	1	
		ロービジョン学	1	
		視覚とヴァーチャルリアリティ		1
		視能訓練学総合演習	1	
		視能訓練学特論		1
		臨地実習Ⅰ	5	
		臨地実習Ⅱ	11	
	小計(47科目)	60	9	
合計(118科目)		111	53	
合計(122科目)(留学生)		115	53	
卒業要件及び履修方法				
<p>卒業要件124単位以上 総合教育科目：必修16単位(人間系：2単位、社会系：5単位、自然・情報系：6単位、総合系：1単位、外国語系：2単位)。これ以外に総合教育科目から5単位以上選択(「韓国語」「中国語」より2単位以上選択必修含む。)。留学生は、必修20単位(人間系：2単位、社会系：5単位、自然・情報系：6単位、総合系：1単位、外国語系：2単位、日本語科目：4単位)。これ以外に総合教育科目から1単位以上選択。 専門教育科目：必修95単位(専門基礎科目：35単位、専門科目：60単位)。これ以外に専門教育科目全体から8単位以上選択。(履修課目の登録の上限49単位(年間))</p>				

(2-1)看護学部 看護学科

教育課程等の概要						
科目区分	授業科目の名称	単位数			備考	
		必修	選択	自由		
総合教育科目	人文科学系	文学		2		
	演劇論			2		
	生命倫理	2				
	博多まなび学			2		
	教育学			2		
	発達心理学			2		
	死生学概論			2		
	コミュニケーション概論			2		
	心理学			2		
	哲学			2		
	歴史学			2		
	社会科学系	日本国憲法			2	
	経済学				2	
	社会学				2	
	医学/医療史				2	
	ボランティア論				2	
	社会保障制度論				2	
	国際医療福祉論				2	
	世界遺産と国際文化政策				2	
	地球環境論				2	
	手話入門				2	
	メディカルマナー入門				2	
	雑談と傾聴 ～話す力と訊く力～				2	
	宗教学				2	
	日本近現代史				2	
	自然科学系	生物学特論			2	
	情報科学		2			
	情報科学演習Ⅰ(基礎)		1			
	情報科学演習Ⅱ(応用)		1			
	体育理論				1	
	体育理論の実際				1	
	基礎ゼミナール演習		1			
	物理学				2	
	化学				2	
	食と人間				1	
	外国語系	医療関連英語 ※	1			
	海外研修英語 ※		1			
	看護英会話 ※				1	
	中国語 ※				1	
	韓国語入門 ※		1			
	韓国語 ※		1			
	海外研修韓国語 ※				1	
	医療韓国語 ※				1	
	資格英語1(Primary)				1	
	資格英語2(Basic)				1	
	小計(45科目)	11	61	2	※印 留学生は 選択科目	

総合教育科目 (つづき)	日本語科目 (留学生)	作文・読解Ⅰ(入門)※		1		※印 留学生は 選択科目
		作文・読解Ⅱ(応用)	1			
		作文・読解Ⅲ(完成)※		1		
		文法・語彙Ⅰ(入門)※		1		
		文法・語彙Ⅱ(応用)	1			
		文法・語彙Ⅲ(完成)※		1		
		発表・討論Ⅰ(応用)	1			
		発表・討論Ⅱ(完成)※		1		
		医療福祉専門漢字	1			
		医療福祉専門語彙	1			
		日本語基礎Ⅰ(初級)			3	
		日本語基礎Ⅱ(初級)			3	
	小計(12科目)(留学生)	5	5	6		
専門教育科目	専門基礎科目	看護形態学(解剖学)	2			
		看護機能学(生理学)	2			
		免疫と感染	2			
		臨床薬理学	1			
		病態栄養学	1			
		疾病の成り立ち(病理学)	1			
		病態生理学Ⅰ(呼吸・循環器)	1			
		病態生理学Ⅱ(消化器・泌尿器)	1			
		病態生理学Ⅲ(筋・骨格、感覚器、リハビリテーション)	1			
		病態生理学Ⅳ(神経・難病、精神疾患)	1			
		病態生理学Ⅴ(小児の疾病、婦人科疾患)	1			
		リハビリテーション学		2		
		保健医療福祉行政論	2			
		保健医療福祉制度論		2		
		公衆衛生学	2			
		保健統計学	1			
		疫学	2			
		関連職種連携論	2			
		関連職種連携ワーク	1			
		国際保健論		2		
		海外保健福祉事情	2			
		海外保健福祉実習		2		
	小計(22科目)	26	8	0		

授業科目の名称		単位数			備考
		必修	選択	自由	
専門教育科目 (つづき)	専門科目	看護学原論	2		
		理論看護学	2		
		看護過程論	1		
		フィジカルアセスメント	1		
		生活支援技術論	2		
		生活支援技術論演習	2		
		臨床関連技術論演習	2		
		生活支援論実習	1		
		看護過程論実習	2		
		成人看護学概論	2		
		成人急性期・回復期看護方法論	2		
		成人慢性期・終末期看護方法論	2		
		成人看護学実習Ⅰ（急性期・回復期）	3		
		成人看護学実習Ⅱ（慢性期・終末期）	3		
		老年看護学概論	2		
		老年看護学方法論	2		
		老年看護学実習	4		
		母性看護学概論	2		
		母性看護学方法論	2		
		母性看護学実習	2		
		小児看護学概論	2		
		小児看護学方法論	2		
		小児看護学実習	2		
		精神看護学概論	2		
		精神看護学方法論	2		
		精神看護学実習	2		
		在宅看護学概論	2		
		在宅看護学方法論	2		
		在宅看護学実習	2		
		国際看護論	2		
		看護管理論		1	
		看護教育学		1	
		関連職種連携実習 ※		2	
		看護学特論	1		
		研究方法論	2		
		研究ゼミナール		2	
		看護管理論実習 ※		2	
		公衆衛生看護学概論	2		
		家族看護学	2		
		公衆衛生看護診断論		1	
		公衆衛生看護技術論		1	
		グループ支援		1	
		公衆衛生看護対象論		1	
		産業看護論		1	
		災害看護論	2		
		公衆衛生看護管理論		1	
		公衆衛生看護学実習Ⅰ（継続支援実習）		2	
		公衆衛生看護学実習Ⅱ（展開・管理実習）		3	
小計（48科目）	70	19	0		
合計（115科目）		107	88	2	
合計（127科目）（留学生）		112	93	8	

※印の実習
はいずれか
一方を選択

卒業要件124単位以上

総合教育科目：必修11単位（人文科学系：2単位、自然情報科学系：5単位、外国語系：4単位）。これ以外に総合教育科目から11単位以上選択。留学生は、必修12単位（人文科学系：2単位、自然情報科学系：5単位、外国語系：4単位、日本語科目：1単位）。これ以外に総合教育科目から10単位以上選択。

専門教育科目：必修96単位（専門基礎科目：26単位、専門科目：70単位）。これ以外に専門教育科目から6単位以上（専門基礎科目4単位以上、専門科目2単位以上）選択。（履修課目の登録の上限50単位未満(年間)）

ただし、日本語科目履修については下記の履修条件がある。

入学時に実施する「プレースメントテスト」の結果により日本語能力を判定。そのレベルに応じてグループ分けし、以下の通り、日本語科目の単位修得をもって、外国語系科目の履修条件とする。

<日本語科目を履修する留学生の全グループ共通の履修条件>

必修としている日本語科目5単位はすべて履修すること。

<日本語科目を履修する留学生のグループ別履修条件>

グループ1：選択科目を3単位以上取得すること。

グループ2：選択科目を5単位以上取得すること。

グループ3：自由科目の日本語基礎Ⅰ（初級）を3単位取得後、選択科目を5単位以上取得すること。

グループ4：自由科目の日本語基礎Ⅰ（初級）、同Ⅱ（初級）を6単位取得後、選択科目を5単位以上取得すること。

<その他、留学生の外国語系科目履修条件>

(1) 選択科目のうち、2単位までは日本語以外の外国語科目（ただし母語以外）をもって代えることができる。

(2) 本学が指定する「外国人のための日本語能力テスト」の得点により、最大3単位まで日本語科目の単位認定を受けることができる。

別表 2 入学検定料

(単位：円)

	入学検定料
医療学部	30,000
看護学部	

(※1) 大学入学共通テスト利用選抜の入学検定料は、各学部 20,000 円とする。

別表3 学生納付金

(3-1) 医療学部 学生納付金

(単位：円)

学生納付金	入学金	授業料	実験実習費	施設設備費	年度合計
1年	300,000	900,000	50,000	300,000	1,550,000
2年	—	900,000	250,000	300,000	1,450,000
3年	—	900,000	250,000	300,000	1,450,000
4年	—	900,000	250,000	300,000	1,450,000

(※1) 「海外保健福祉事情」履修のため、上記以外に海外実習に必要な費用を履修費に加える。

(3-2) 看護学部 学生納付金

(単位：円)

学生納付金	入学金	授業料	実験実習費	施設設備費	年度合計
1年	300,000	900,000	50,000	360,000	1,610,000
2年	—	900,000	250,000	360,000	1,510,000
3年	—	900,000	250,000	360,000	1,510,000
4年	—	900,000	250,000	360,000	1,510,000

(※1) 看護学科保健師履修コースは、上記以外に履修費 50,000 円(4年間総額)を加える。

(※2) 「海外保健福祉事情」履修のため、上記以外に海外実習に必要な費用を履修費に加える。